

「京都・花灯路」関連商標等のご使用に当たって

京都・花灯路推進協議会（以下「協議会」という。）では、「京都・花灯路」10周年を記念した事業の一環として、企業の皆様に「京都・花灯路」関連商標等を活用した企画商品を販売していただくことにより、10周年を盛り上げていけるよう「京都・花灯路」関連商標等の使用に関する規定を定めました。

つきましては、関連商標等を使用される場合には、手順に基づき正しくご利用いただきますようお願いいたします。

○ ご使用できる関連商標等 別紙1を御参照ください。

○ ご使用に当たって

ご使用に当たっては以下の要件を満たしてください。

- 1 「京都・花灯路」のPRや普及に貢献するものであること。
- 2 公序良俗に反するものでないこと。
- 3 政治的又は宗教的目的をもって利用するものでないこと。
- 4 「京都・花灯路」の品位を傷つける恐れがないこと。
- 5 協議会の主催事業もしくは協賛事業を実施するうえで支障となる恐れがないこと。

○ 使用料

小売価格（税を控除した金額）に作成数量を乗じて得た金額の1%＊に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた金額）又は1万円＊のいずれか高い方の額とします。

＊ 協議会の構成団体の会員の場合の使用料は無料とします。

○ 使用料の納入

使用料は、使用許可のあった日から30日以内に協議会に納入してください。この場合の振込手数料は、関連商標等の使用者（以下「使用者」という。）側の負担となります。

○ 使用期間

関連商標等の使用期間は、原則として使用許可の日から平成24年3月31日までとなります。

○ その他

使用者は、関連商標等の使用に当たり、以下の事項を遵守してください。

- 1 承認された用途以外に使用しないこと。
- 2 協議会の使用条件に従うこと。
- 3 協議会の承認なくして、定められた色・形状等を変更しないこと。
- 4 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに協議会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真をもって提出に代えることができる。

○ 申請方法

様式1を参照願います。

使用できる関連商標等について

(1) 商標

「花灯路」

(2) ロゴマーク

通常ロゴ



10周年記念ロゴ



(3) その他

御協力いただきました商品については「京都・花灯路」の公式ホームページにおいて企業のリンク入りで紹介させていただきます。

詳細は京都・花灯路ホームページをご覧ください。

⇒ <http://www.hanatouro.jp/>

【申請窓口】

京都・花灯路推進協議会事務局

〒604-8172

京都市中京区烏丸通三条上ル メディナ烏丸御池2F

TEL (075) 212-8173 FAX (075) 212-9166

(様式1)

平成 年 月 日

京都・花灯路推進協議会幹事長 様

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者名)

印

京都・花灯路関連商標等使用許可申請書

下記のとおり、京都・花灯路関連商標等を使用したいので申請します。

使用を希望する関連商標等	<input type="checkbox"/> 「花灯路」 <input type="checkbox"/> ロゴマーク(通常ロゴ) <input type="checkbox"/> ロゴマーク(10周年ロゴ)
使用目的	
使用方法	
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
販売小売価格(税抜)①	
使用数・製作数 ②	
販売金額(①×②)	
連絡先 (担当者、電話番号、E-mail)	
備考	

※ 使用見本(写真等)を必ず添付してください。